

市内 障害福祉サービス事業所等 管理者 様

船橋市 障害福祉課長
療育支援課長
指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底について（通知）

平素より本市福祉行政の推進にあたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
また、日頃より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、全国的に変異株（オミクロン株）の感染者数が増加し、市内高齢者施設等でもクラスターが発生しておりますが、以下のような事例が報告されておりますので十分ご留意下さるようご案内申し上げます。

- ① 高齢者施設等で職員が有症状であるにもかかわらず出勤していた。
- ② 健康観察（記録）をしていなかった、毎日検温していなかった、健康観察が出勤日のみで休日等の記録がされていなかった。
- ③ 管理者等が健康観察の記録確認をしていなかった。
- ④ 有症状の入所者等に抗原検査を行い陽性反応を確認したにも関わらず、速やかに病院受診等の対応（医師診断、相談）をとらなかった。
- ⑤ 職員同士が食事の際マスクなしで会話した（黙食できていなかった）。

つきましては、下記を参考として、事業所等内に限らず運営法人も含めた職員全体で、改めて新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について確認、共有、徹底を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 感染拡大防止対策等の再徹底

令和3年8月23日付、船障第3562号にて通知（※1）した感染防止対策等の再徹底をお願いします。また、日ごろの感染対策として、「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」（※2）の活用を併せてお願いします。

各事業所等におかれましては、改めて以下について注意していただき、感染拡大の防止に努めてください。

（1）健康観察の再徹底（原則：毎日）

- ①利用者等及び職員の検温結果、症状（風邪、下痢症状等）の有無について記録する。
- ②管理者等の責任者が健康観察の記録を確認し、陽性者が発生した際は速やかに健康観察記録簿を保健所へ提出する。

(2) 換気の再徹底

換気が各部屋、廊下等で十分にされるよう、給気、排気、空気の流れ等を確認する。必要に応じて、サーキュレータ、機械式換気装置を活用すること。

(3) 職員への注意喚起

- ①有症状の場合には、出勤しないことを徹底する。
- ②特に、昼食、休憩時にマスクなしでの会話をしないこと。

(4) 体制、人員等の確保

施設等内で陽性者が発生した場合を想定した、法人内での体制、人員、設備等の確保のシミュレーション（計画策定）をお願いします。また、「新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリスト」（※2）の改めでの活用、確認をお願いします。（チェックリストの内容は、地域の感染状況を踏まえ、適宜対応してください。）

併せて、令和4年1月31日付、船指監第1520号「濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について（一部改正）」にて通知した社会機能維持者の待機期間についての改正点（※3）についても、確認をお願いします。

2. 検査について

千葉県 PCR 等検査無料化事業のご活用をお願いします。

○新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施について

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p099788.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 新型コロナウイルス感染症の無料検査の実施について

参考

【船橋市ホームページ】

○感染拡大防止のために

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p093307.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 感染症・難病・健康被害 > 感染症 > 感染拡大防止のために

※1：感染防止対策等の再徹底について（令和3年8月23日付、船障第3562号）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p076527_d/fil/030823syogaihukushika.pdf

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業者等 > 法改正・制度等に関する情報 > 社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について > 障害福祉サービス事業者等

・【R3年度】(8/23) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の再徹底等について

※2：日ごろからの新型コロナウイルス感染症対策に係るチェックリストについて

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p076995.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支

※3：濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について（一部改正）
詳細は以下のホームページをご参照ください。

【新型コロナウイルス感染症 特設ページ】

- 濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）が短縮されました

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p100166.html>

トップ>健康・福祉・衛生>感染症・難病・健康被害>感染症>濃厚接触者の待機期間（健康観察期間）が短縮されました

- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月28日一部改正事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p100342_d/fil/kunituuti2.pdf

トップ>健康・福祉・衛生>感染症・難病・健康被害>感染症>濃厚接触者である社会機能維持者の待機期間の短縮について

【この通知に関する問い合わせ】

船橋市福祉サービス部 指導監査課 指導監査第一係

TEL 047-436-2425 FAX 047-436-2139